

防府市水防計画

新旧対照表

(案)

防府市水防計画

現 行	修 正 案	備考
<p>第1節 計画の趣旨 第7項 安全配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ (新設) ◆ 水防活動時には、ライフジャケットを着用する。 ◆ 水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。 ◆ 水防活動は、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。 ◆ (新設) <p>第2節 水防計画 第2項 配備体制</p> <p>水防に関する職員の配備体制は、第1警戒体制(情報班体制及び警戒配備体制)、第2警戒体制及び水防非常体制とする。第1警戒体制、第2警戒体制については、市防災計画共通編第3編第1章第1節第1項「配備体制の決定」を準用する。</p> <p>なお、市防災計画により災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部長の統轄のもとにその組織に従って水防活動を行い、水防本部の組織は、災害対策本部の組織に代わるものとする。</p>	<p>第1節 計画の趣旨 第7項 安全配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>水防活動は、原則として複数人で行うものとする。</u> ◆ 水防活動時には、ライフジャケットを着用する。 ◆ 水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。 ◆ 水防活動は、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。 ◆ <u>津波浸水想定のある区域内にある水防団は気象庁が発表する津波警戒等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先するものとする。</u> <p>第2節 水防計画 第2項 配備体制</p> <p>水防に関する職員の配備体制は、第1警戒体制、第2警戒体制及び水防非常体制とする。第1警戒体制、第2警戒体制については、市防災計画共通編第3編第1章第1節第1項「配備体制の決定」を準用する。</p> <p>なお、市防災計画により災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部長の統轄のもとにその組織に従って水防活動を行い、水防本部の組織は、災害対策本部の組織に代わるものとする。</p>	<p>水防法改正による修正</p> <p>所要の修正</p>

防府市水防計画

<p>【応急活動体制における配備体制と水防計画における配備体制との比較表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」</th> <th>水防計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制（情報班体制）</td> <td>第1警戒体制（情報班体制）</td> </tr> <tr> <td>第1警戒体制（警戒配備体制）</td> <td>第1警戒体制（警戒配備体制）</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>第2警戒体制</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>水防非常体制〔水防本部設置時〕</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制（第1非常体制）</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制（第2非常体制）</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制（緊急非常体制）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 水位の通報 第4項（新設）</p> <p>第6節 避難判断水位・氾濫危険水位（特別警戒水位）の通知 第1項 水位情報の内容</p> <p>国土交通大臣は、指定した河川（洪水予報河川）について、避難判断水位又は氾濫危険水位（特別警戒水位）を定める。また、県知事は指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定める。河川の水位がこれに達したときは、関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。</p>	市防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」	水防計画	第1警戒体制（情報班体制）	第1警戒体制（情報班体制）	第1警戒体制（警戒配備体制）	第1警戒体制（警戒配備体制）	—	第2警戒体制	第2警戒体制	水防非常体制〔水防本部設置時〕	災害対策本部体制（第1非常体制）		災害対策本部体制（第2非常体制）	災害対策本部体制（緊急非常体制）	<p>【応急活動体制における配備体制と水防計画における配備体制との比較表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」</th> <th>水防計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1警戒体制</td> <td>第1警戒体制</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>第2警戒体制</td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td>水防非常体制〔水防本部設置時〕</td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制（第1非常体制）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制（第2非常体制）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害対策本部体制（緊急非常体制）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 水位の通報 第4項 欠測時等の措置</p> <p><u>国又は県は、自らが管理する観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、必要に応じその状況を関係機関等に速やかに周知する。</u></p> <p><u>欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関に周知する。</u></p> <p>第6節 避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の通知 第1項 水位情報の内容</p> <p>国土交通大臣は、指定した河川（洪水予報河川）について、避難判断水位又は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める。また、県知事は指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定める。河川の水位がこれに達したときは、関係者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する</p>	防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」	水防計画	第1警戒体制	第1警戒体制	—	第2警戒体制	第2警戒体制	水防非常体制〔水防本部設置時〕	災害対策本部体制（第1非常体制）		災害対策本部体制（第2非常体制）		災害対策本部体制（緊急非常体制）		<p>所要の修正</p> <p>水防法改正による修正</p> <p>水防法改正による修正</p>
市防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」	水防計画																													
第1警戒体制（情報班体制）	第1警戒体制（情報班体制）																													
第1警戒体制（警戒配備体制）	第1警戒体制（警戒配備体制）																													
—	第2警戒体制																													
第2警戒体制	水防非常体制〔水防本部設置時〕																													
災害対策本部体制（第1非常体制）																														
災害対策本部体制（第2非常体制）																														
災害対策本部体制（緊急非常体制）																														
防災計画共通編第3編 第1章「応急活動体制の確立」	水防計画																													
第1警戒体制	第1警戒体制																													
—	第2警戒体制																													
第2警戒体制	水防非常体制〔水防本部設置時〕																													
災害対策本部体制（第1非常体制）																														
災害対策本部体制（第2非常体制）																														
災害対策本部体制（緊急非常体制）																														

防府市水防計画

<p>第3項 県が行う水位情報の通知 県が指定した河川（柳川・馬刀川）について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したときは、防府土木建築事務所長から水防管理者に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。 避難判断水位の連絡系統・情報提供系統は、水防計画資料編のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>水防計画資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1-4 氾濫危険水位（特別警戒水位）の連絡系統・情報提供系統 </div> <p>第8節 気象情報連絡及び水位雨量の通報 第2項 気象情報等の速報 (2) 水位、雨量の通報間隔 ・洪水予報河川については避難判断水位、水位周知河川については、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したときは、通報する。</p> <p>第10節 水防活動 第10項 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達 (3) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設 浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、資料編のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>市防災計画資料編 [要配慮者関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2-1 4-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川） ● 2-1 4-3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（柳川、馬刀川） </div>	<p>第3項 県が行う水位情報の通知 県が指定した河川（柳川・馬刀川）について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、防府土木建築事務所長から水防管理者に通知され、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に通知される。 避難判断水位の連絡系統・情報提供系統は、水防計画資料編のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>水防計画資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1-4 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の連絡系統・情報提供系統 </div> <p>第8節 気象情報連絡及び水位雨量の通報 第2項 気象情報等の速報 (2) 水位、雨量の通報間隔 ・洪水予報河川については避難判断水位、水位周知河川については、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、通報する。</p> <p>第10節 水防活動 第10項 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達 (3) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、資料編のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>市防災計画資料編 [要配慮者関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2-1 4-2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川） ● 2-1 4-3 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（柳川、馬刀川） </div>	<p>水防法改正による修正</p>
--	--	-------------------